# 監理タイムマネジメント(農林) 特記仕様書

### 1 目 的

受発注者間において、工事・設計業務等の業務環境を改善し、より一層、業務の円滑な実施と品質向上に努めることを目的とする。

### 2. 実施内容

実施内容については、以下の設定項目(1)を「ワンデーレスポンス」、(2)~(6)を「ウィークリースタンス」とする。設定項目(1)については、全ての対象工事及び業務委託で実施する。設定項目(2)~(6)については、労働環境改善を目的として、工事及び業務内容の特性や受注者の社内規則などを考慮し、着手時の打合せにおいて、受発注者間で実施内容を調整し設定する。

## 【設定項目】

- (1)質問や協議等に対し、24時間以内に何らかの回答をする(即日対応が困難な場合は、何時までに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限」を連絡するなど、 適切な対応を行うものとする)
- (2) 受注者の休日明け日(月曜日等)は依頼の期限日としない
- (3) 受注者の休前日(金曜日等)は新たな依頼をしない
- (4) 16時以降の打合せは行わない
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する
- (6) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない

# 3 運用方法

- (1) 受注者は、着手時の打合せにおいて、別紙「監理タイムマネジメント協議記録」(以下、「協議記録」という。) に必要事項を記入のうえ2部持参する。
- (2) 受発注者は、着手時の打合せにおいて、勤務時間、定時退社日などの就業環境や、工事・設計業務の特性等を勘案し、実施日、実施時間等、実施項目を調整し設定する。
- (3) 受発注者は、着手時の打合せにおいて、(2) の内容を確認後、担当監督員及び現場代理人、業務代理人等は、協議記録に署名し両者が各1部保管する。
- (4) 災害対応など緊急的な工事及び業務委託については、受発注者間の協議により、協議 記録の作成を対象外とすることができる。
- (5) 受注者は、工事及び業務委託について、実施期間中の取組内容を確認する。
- (6) 受注者は、取組結果(実施項目に対する達成度)において、「△、×」及び「その他意見・要望」の記載がある場合のみ、その協議記録を、担当監督員を介さずに、直接、 総括監督員に提出する。(取組結果が、概ね良好であった場合には提出不要とする)
- (7)受注者の協議記録提出期限は、検査結果通知書の受理後 14 日以内(土日祝祭日除く) とする。

# 監理タイムマネジメント 協議記録

工事 業務委託名:					
発注者					
事務所·課名:		<b>着手時</b> (打合せ):令和	年	月	日
担当監督員名	 (署名)				
受注者		<b>完了時(</b> 提出日):令和	年	月	日
社名:					
現場代理人 業務代理人等の氏名:	(署名)				
実施手順等					
・特記仕様書「3 運用方法」によるものとする	5.				
<ul><li>・取組結果に「△·×」及び「その他意見・要</li><li>(取組結果が、概ね良好であった場合には打</li></ul>		『員を介さずに、直接、総括監	督員に抽	是出する。	
受発注者間で調整し設定		受注者が記載			

受発注者間で調整し設定		受注者が記載		
監督員が取り組むべき内容	実施 項目	取組 結果	取組結果に「△、×」がある場合、その内容	備考
(1)質問や協議等に対し、24時間 以内に何らかの回答をする	0			必須項目
(2)受注者の休日明け日(月曜日等)は依頼の期限日としない				作業期間が確保されている場合は対象外
(3)受注者の休前日(金曜日等)は新たな依頼をしない				実施項目とする場合は、休日を記載 休日: 毎週 曜日
(4)16時以降の打合せは行わない				受発注者合意の場合は対象外
(5)作業内容に見合った作業期間を確保する				受発注者合意の場合は対象外
(6)ノー残業デーは勤務時間外の 依頼はしない				ノー残業デーを定めていない場合は対象外 実施項目とする場合は、ノー残業デー、就業 時間を記載 ノー残業デー: 毎週 曜日 就業時間: 時~ 時

(1)~(6)以外の「その他意見・要望」がある場合は記載	

# 取組結果凡例

○ :工事又は業務全体を通しての取組がおおむね8割以上 △ :工事又は業務全体を通しての取組がおおむね半分程度 × :工事又は業務全体を通しての取組がおおむね3割以下

一 :対象外